

対象案件	第3期北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定について
意見募集期間	令和3年1月4日(月)から令和3年2月2日(火)まで
担当部署(問合せ先)	子育て支援部子ども家庭課 電話 011-372-3311 内 2218
意見提出件数	意見提出者数 5人
	意見提出件数 19件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>趣旨 推進計画に掲げる基本目標「安心して生きる施策の推進」</p> <p>目的 第4章 1の(5)差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。</p> <p>子どもたちへの「教員からの性暴力」を防止するための具体的施策が必要です。</p> <p>新たな施策として追記願います。</p> <p>推進計画 23 ページ 第4章 1-(5)差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと</p> <p>施策の項目:子どもへの性暴力防止</p> <p>事務事業名:子どもへの性暴力防止対策事業</p> <p>取り組み:「子どもの性被害をなくすためのアンケート」を実施する。</p> <p>教員へは「子どもへの性暴力防止に向けた研修」を実施する。</p> <p>事業対象:子ども</p> <p>所管課:学校教育課</p>	<p>子どもたちへの性暴力を防止するための具体的施策につきましては、市内の小中学校の児童生徒への「体罰等に係る実態把握について」のアンケート調査の中で「子どもの性暴力・性被害」の実態を把握しているところであり、児童・生徒だけではなく、教職員・スクールカウンセラーへの調査項目の中に「子どもの性暴力・性被害」の項目を追加し、実態把握に努めているところでもあります。</p> <p>また、心の教室相談員やスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、教育委員会においても子どもサポートセンターに相談員を配置することにより子どもが相談の中でSOSを出しやすくする体制としているところでもあります。</p> <p>市内小中学校の教員への子どもの性暴力・性被害に係る研修としては、各学校にて行われているコンプライアンスに関する研修の中でわいせつ行為の防止について取り扱っており、教員の子どもへの性暴力防止に努めているところでもあります。</p> <p>今後もこうした施策を展開し、性被害の実態把握に努めるとともに性暴力防止に向けた研修の継続をしてまいりたいと考えております。</p>
<p>第2章 意識調査において、目標値を設定できないか。例えば子どもの権利条例の認知について、小学生:35.3%⇒50%(2025年)、中学生 63.8%⇒80%(2025年)等々</p>	<p>子どもの権利に係る様々な課題を解決するための各種施策を展開する中で、「子どもの権利条例の認知度」や「子どもの意見表明の度合い」、「子どもの自己肯定感」といった指標を「子どもの権利に関する実態・意識調査で把握をし、計画の進捗管理を行っているところでもあります。2期計画を経て、子どもの権利条例の認知度が上昇していることなどから、今後も継続して各種施策の実行に努めてまいります。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

	<p>ただきたいと考えております。</p>
<p>第2章 6子どもの権利の保障を進める上での課題において</p> <p>(1)意識調査以外の現状分析として、子どもたちをめぐる社会の抱える諸問題を的確にとらえ、対策を立案するべきはないか。</p> <p>①新自由主義がもたらしているいろいろな格差が子どもたちにどのように影響しているのか。</p> <p>②SNS等による情報氾濫の中で、情報の取捨選択ができない子どもたちをどのように守ってゆくか。</p> <p>③高齢化等による地域力の弱体化の中で、地域との連帯をどう進めてゆくか。</p> <p>④多様性をどう育てゆくか。</p> <p>⑤新型コロナの計り知れない影響をどう排除し、立て直してゆくか。</p>	<p>子どもの権利の保障を進める上での課題につきましては、当該計画策定にあたり「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施し、5つの課題を設定したところでありますが、子どもたちを取り巻く様々な問題について、人権や福祉、保健、教育などを所管する各部門と連携を図りながら、社会情勢に応じ、より良い施策の在り方について適宜調査・研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>(2)子どもたちを取り巻く現状と対策として</p> <p>①不登校児童生徒が激増している現状</p> <p>②引きこもりが成人後も続き、増加している現状</p> <p>③いじめが減らない現状</p> <p>④経済格差・貧困格差が教育格差を生み、格差社会が再生産されている現状</p> <p>これらを正面からとらえた対策が必要ではないか。</p>	<p>子どもたちを取り巻く現状につきましては、当該計画策定のアンケートで把握をしているほか、関係部局とも連携を図りながら現状把握に努めているところであります。そういった現状を踏まえ、子どもに関する施策を所管する人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携を図りながら、社会情勢に応じ、より良い施策の在り方について適宜調査・研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>計画の体系として18ページには「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」という基本理念に基づいた権利体系ごとの施策が並べられているが、これらの施策の達成度合いと目標を数値化するべきではないか。</p>	<p>各種施策を展開する中で、「子どもの権利条例の認知度」や「子どもの意見表明の度合い」、「子どもの自己肯定感」といった指標を把握し、計画の進捗管理を行っているところであります。2期計画を経て、子どもの権利条例の認知度が上昇していることなどから、今後も継続して各種施策の実行に努めてまいります。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>第4章 権利体系ごとの施策</p> <p>この基本的考え方として</p> <p>①「子どもの権利」は「社会(行政)と大人の義務」との考え方の徹底をしてもらいたい。自助>共助>公助といった誤った思想がはびこる中、とりわけ子どもに対して自助努力を押し付</p>	<p>当該計画の基本的な考え方につきましては、当該計画17ページに掲載しておりますとおり、「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、権利体系ごとの施策を展開するものであります。なお、ご意見につきましては、今後の参考</p>

<p>ける行政施策は改めなければならない。</p> <p>例えば不登校は自助努力が足りないと、当該子どもの責任にしてしまうことは、大人として、行政としての教育を受けさせる義務の放棄ではないか。</p> <p>この考えから出てくることとして、例えば、不登校による学業の遅れをとり戻すために家庭教師をつけたりした場合、その費用は義務を果たせなかった行政が負うべきではないか。</p>	<p>にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>②この章の中に、特に「いじめ、不登校対策について」を具体的に盛り込むべきではないか。</p> <p>●いじめ、不登校は子どもの権利の顕著な侵害であり、項目を独立させて、十分な分析と明確な対応策を構築するべきではないか。</p> <p>●私の経験から、この問題について、行政としての隠蔽体質があると断じざるを得ない。</p> <p>●救済委員会は「いじめ等被害者本人の了解がなければ、調査すらしない。」ということでは、救済や再発防止ができない。そもそも関係機関が適切な対応をしたか否かも全く分からないようでは、問題解決にならない。事なかれ主義を抜本的に改めるべきである。</p>	<p>いじめ、不登校対策につきましては、「基本目標 1 安心して生きる施策の推進(5)差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと」、「基本目標 2 守り、守られる施策の推進(1)権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること」の各種施策において、いじめ等の未然防止と早期発見に努め、適切に対応しているところであります。また、いじめ等の権利侵害があった場合の救済機関として、子どもの権利救済委員会を設置し、子どもの権利を保障するため、北広島市子どもの権利条例第 18 条に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談について助言又は支援を行う等、適正な事務執行に努めているところであります。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>付帯意見</p> <p>家庭児童相談事業や、適応指導教室事業、子育て世代包括支援センター事業等、各事業それぞれ年次報告をまとめ、閲覧等に供すべきである。</p>	<p>各事業の進捗状況につきましては、子どもの権利推進委員会にて報告しており、資料は市ホームページ(トップページ>市役所ご案内>行政資料室 >市の各種計画>北広島市子どもの権利推進委員会)にも掲載をしているところであります。</p>
<p>北広島市に「子どもの権利条例」が存在する事に大きな喜びを感じている市民の 1 人です。第 3 期北広島市子どもの権利に関する推進計画(案)とその概要版を読み、感じた事を少し述べたいと思います。</p> <p>案はとても良くできていると思いました。児童家庭課をはじめ、関係部署、子どもの権利を推進する委員の方々の力が大きいと思いました。この条例を実際に運用、活かす活動をする人の力になっていければと願っています。</p> <p><私のちょっとした違和感></p> <p>P1 第 1 章 計画の概要</p> <p>1 計画策定の趣旨と背景</p> <p>本文 6 行め、子どもの権利保障の推進の…</p>	<p>当該計画 40 ページの 3 行目の表現に合わせ、1 ページの 6 行目を「子どもの権利の保障を推進するための大きな一歩です」に修正いたします。</p>

<p>という箇所の4文字熟語。権利保障という単語に違和感を覚えました。P40の3行め、権利の保障を推進とも対応していません。</p> <p>権利保障とさらっと言っていますが、正にこの事が子どもにとって今までで一番大きな問題だと私はずっと考えていました。「子どもには人権がある」と言われていますが、本当にその権利は保障されているのか、という問い。子どもの権利を保障するという目的語と述語を明確に記した方が、よりはっきりします。あるいはこの部分の本文を、子どもの権利の保障をするための大きな一歩です、と記したらどうでしょう。</p>	
<p>8行め、13行め、令和元年(年)、平成26年(年)と西暦を書き足してほしい。国連で決められた事には必ず西暦を書き、国内法においても元号の他に西暦並記の方が、読み手に順を追って理解しやすいです。</p>	<p>当該計画1ページの1行目及び2行目と同様に1ページの13行目及び16行目の元号の横に西暦を書き足すよう修正いたします。</p>
<p>1 計画策定の趣旨と背景 2 計画の位置づけともに分かりやすいです。P2に余白があるのでP1の9行めの審査報告書の6項目とP13行めのSDGsの17項目を②として追記してもらえるとありがたいと思いました。</p>	<p>当該計画1ページの9行目の審査報告書や13行目のSDGsの17項目につきましては、資料編の中で記載することといたします。</p>
<p>P18 権利体系ごとの施策 下から11項目の少数の立場の子供がを子どもに直した方が良いと思う。このページの箇所、でき上がった当初からずっと気になっていました。何度もコピーして使われているので。概要版P4も同じ所、直した方が良いと思う。</p>	<p>左記のとおり子供を子どもに修正いたします。</p>
<p>P26 (3)事業対象 子どもが2箇所、1つは保護者、地域に直す。単なるミスプリントだから。</p>	<p>記載誤りがありましたので、左記のとおり子どもを保護者、地域に修正いたします。</p>
<p>終りに、第2期計画の評価、検証がどうなっていたのか、市民である私には詳しくわからない。けれどもP15、P16を読んで(5)子どもとメディアについてが新たに加わったのだと理解しました。とても大切な事なので良かったと思いました。それとともに、毎年11月に広報きたひろしまで子どもの権利を取り上げている事や子どもの権利ニュースが発行されている事、ずっと継続していく事を期待しています。</p> <p>「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」に北広島市がなれるよう願っています。</p>	<p>第2期計画の進捗状況につきましては、子どもの権利推進委員会にて報告しており、資料は市ホームページ(トップページ>市役所ご案内>行政資料室 >市の各種計画>北広島市子どもの権利推進委員会)にも掲載をしているところであります。</p> <p>また、第2期計画の評価、検証及び令和2年8月に実施いたしました子どもの権利に関する実態・意識調査の結果を踏まえ、当該計画15ページ及び16ページの「6 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題」に今回アウトメディアの項目を追加したところであります。</p> <p>子どもの権利擁護に係る普及啓発の一環といたしまして、子どもの権利月間である11月に</p>

	<p>は広報きたひろしまに啓発記事を掲載し、子どもの権利ニュースは平成 31 年 3 月からこれまで計 4 号を発行し、市ホームページ(北広島市子育てサイト>支援制度・手当>子ども・子育て支援関係資料室>子どもの権利>子どもの権利条例について)</p> <p>にも掲載をしているところであり、今後も継続してまいります。</p>
<p>P. 23 (5)差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと</p> <p>P. 25 (2)危険から身が守られること</p> <p>子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止、予防のため「CAP」人権教育プログラムの導入を検討してください。CAP は子どもが主体的にロールプレイを専門家とともに行うことで、自分の身を自分で守る意識と具体的な方法を実践で学べます。他市では導入されています。コロナ禍の生活で、見えづらい虐待や偏見、いじめが懸念されます。人権擁護とは別の視点から、自分の大切さを知り、具体的に自分を守る方法を身につけることが期待できます。</p>	<p>小中学校においては授業や教育活動の中で暴力の未然防止や人権に係る学習の機会を設けております。「CAP」プログラムを導入する場合、教育課程の内容を組み換える必要があり各学校の判断となりますが、法令と学習指導要領に基づいて実施すべき内容が決まっている教育課程の中で人権教育に限らず消費者教育、防災教育、情報教育などの大切な教育を時間とのかね合いの中で教科や行事と工夫し組み合わせ取り入れており、現在の教育課程を組み替え容易に導入することが困難であることはご理解いただきたいと考えております。</p>
<p>・アンケート調査より(3p～)</p> <p>1. H29 年、R2 年のアンケート調査から、子どもの権利条例についての認知度が少し上がったとはいえ 30%台と、まだ半数にも満たなかったのは残念です。もっと周知が必要と思います。</p> <p>2. どのように知ったかの回答では、「授業」と「子どもの権利カード」との回答が多かったことから、子どもの成長段階に合わせて授業で取り上げる機会を設けて欲しいです。また、子どもの権利条例を知らせるグッズ類を新入学などのタイミングで配布してほしいです。</p>	<p>子どもの権利条例についての認知度につきましては、平成 26 年度の 20.9%、平成 29 年度の 31.1%、令和 2 年度の 35.3%と着実に認知度が上昇しているところではありますが、引き続き認知度の向上に向け周知を継続するなど努めてまいります。</p> <p>子どもの権利条例を知らせるグッズ類につきましては、子どもの権利カード、クリアファイル、ポケットティッシュ等を作成配布しているところがあります。</p> <p>毎年小学 1 年生と小学 4 年生にそれぞれ低学年用、高学年用の啓発パンフレットを配布しているところではありますが、令和 2 年度にはパンフレットの全面改訂をしたことから、市内小中学校及び高校に配布したところがあります。また、子どもの権利月間である 11 月には、子どもの権利カードを市内小中学校及び高校に配布しているところがあります。</p> <p>今後も引き続き、普及啓発の一環として、パンフレット等の配布に努めてまいります。</p>
<p>・権利体系ごとの施策について</p> <p>1. (5)差別、暴力、いじめ及び不当な不利益</p>	<p>小中学校においては授業や教育活動の中で暴力の未然防止や人権に係る学習の機会を設けております。「CAP」プログラムを導入する場</p>

<p>を受けないこと(23P)について</p> <p>小中学校での「CAP」子どもがさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムの導入を検討してください。CAPは、子どもの権利に沿ったロールプレーも含めた内容で、石狩市や恵庭市でも学校等で導入されています。</p>	<p>合、教育課程の内容を組み換える必要があり各学校の判断となりますが、法令と学習指導要領に基づいて実施すべき内容が決まっている教育課程の中で人権教育に限らず消費者教育、防災教育、情報教育などの大切な教育を時間とのかね合いの中で教科や行事と工夫し組み合わせ取り入れており、現在の教育課程を組み替え容易に導入することが困難であることはご理解いただきたいと考えております。</p>
<p>2. (1)家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること(37P)について</p> <p>「子どもを含めた市民参加を促進する」と明記されたことはとてもいいことだと思います。北広島駅西口の開発や、自然環境の保全、ごみ施策など、未来につながる施策には多くの子どもたちが参画し意見を出せるように、参加方法を工夫して取り組んでください。</p>	<p>平成31年度の子ども会議におきまして、「ボールパークと共に描く北広島のまちづくり」をテーマに市内児童生徒計14名の参加を得て、ボールパークを生かしたまちづくりについて意見表明をいただいたところであります。</p> <p>令和2年度の子ども会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の情勢を受けやむなく中止することとなりましたが、今後につきましても引き続き多くの子どもたちが参加し意見を出すことができる場を設けるなど、参加方法も含め検討してまいります。</p>
<p>3. 4 参加する施策の推進(37p)の施策の枠を超えて、SNSで参加する場つくってはどうか。コロナ禍でイベントなどの機会が減少する中、参加の方法として有効と考えます。「#まちだ子どもアクション」とつけてSNSに投稿することで、子どもから大人まで、こどもにやさしいまちづくりについて意見を出せる取り組みをしている、町田市の事例は参考になると思います。</p>	<p>コロナ禍におけるイベント参加方法といたしまして、令和2年度の4まち子ども交流会(子どもの権利条例制定自治体の交流事業)におきまして、コロナ禍における過ごし方やWITHコロナ社会でのやりたいことなどをテーマにオンライン会議で意見を出し合うなど、子どもたちが意見を表明する場を設けたところでありますが、今後の参加方法につきましては、SNSを含め検討してまいりたいと考えております。</p>